

米国におけるパートナーシップの持分譲渡課税

— 2017年の連邦租税裁判所判決及び改正新法を素材にして —

北野富士和

(国家公務員・広島大学大学院社会科学研究所博士課程後期2年)

目 次

I はじめに	2 レベニュールーリング (Rev. Rul. 91-32)
II GMM事件	V 2017年改正法により創設された規定
1 事実の概要	1 持分譲渡に係る規定の創設 (I.R.C. § 864(c)(8))
2 判旨	2 源泉徴収に係る規定の創設 (I.R.C. § 1446(f))
III パートナーシップ持分譲渡課税の要点	VI まとめ
1 実質的関連所得主義	VII おわりに
2 実体アプローチ及び集合アプローチ	(参考)
IV 従来のパートナーシップ持分譲渡の取扱い	1 I.R.C. § 864(c)(8)
1 内国歳入庁 (I.R.S.) の立場	2 I.R.C. § 1446(f)

I はじめに

本稿の目的は、2017年の連邦租税裁判所判決及び改正新法を素材として、近時における米国連邦税法上のパートナーシップ持分譲渡に係る税制の動向について検討することにより、パートナーシップ持分譲渡課税のあり方に一定の示唆を求めることである。

過日、米国において、2017年税制改革法案 (Tax Cuts and Jobs ACT)⁽¹⁾が連邦議会上下両院で可決され、2017年12月22日、トランプ

大統領が最終法案に署名し成立した⁽²⁾。本改正は、法人税率の恒久的な大幅引下げに加えて、国際課税の分野では海外配当益金不算入制度 (テリトリアル課税)、海外留保所得に係るみなし配当課税及び税源浸食防止規定 (BEAT課税等)の導入といった幅広い分野での改正項目が含まれており、レーガン政権下における税制改正 (1986年) 以来の大幅な改正となった⁽³⁾。

とりわけ、米国で事業活動を行うパートナーシップの持分を非居住者又は外国法人が譲渡した際の譲渡益を米国の課税対象として取

(1) An Act to Provide for Reconciliation Pursuant to Titles II and V of the Concurrent Resolution on the Budget for Fiscal Year 2018, Pub. L. No. 115-97, 131 Stat. 2054 (2017) (H.R. 1).

(2) <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1/actions> (last visited Mar.

17, 2019).

(3) See, *supra* note 1. PWC「米国税制改正：最終法案の法制化」(2017年) 1頁参照 (<https://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/hot-topics-20171225-jp.pdf> (last visited Mar. 17, 2019)).

り扱うことを明文化した米国内国歳入法典 (Internal Revenue Code : I.R.C.) § 864(c)(8)⁽⁴⁾ については、非常に興味深い規定となっている。それは、同年の訴訟において、課税処分を受けた外国法人が米国パートナーシップ持分を譲渡した際の譲渡益は国外源泉所得であり米国の課税対象とはならないとされ、課税庁の処分が退けられた、同年7月のGMM事件連邦租税裁判所判決⁽⁵⁾を覆す規定となっているためである。

従来、米国におけるパートナーシップ持分の譲渡に係る税制については、連邦税法上、詳細な規定が置かれているものの、個々の事案における課税庁の処分についての見解が分かれる場合があるとみられる向きもあったが、今回の立法により一定の決着が着いたとも考えられる。とはいえ、判決を覆す立法がなされた背景にはどのような理由が存在したのかについては、関心が持たれる。

よって、本稿では、今回の新法制定までの過程を確認するにおいて、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service : I.R.S.) は従来ど

のようにパートナーシップ持分譲渡課税を取り扱ってきたのか、GMM事件で租税裁判所はいかなる判断でI.R.S.の課税処分を退けたのか、また、今回の税制改正により今後の取扱いがどのようになされるのか、各々について検討を加え、近時における米国連邦税法上のパートナーシップ持分譲渡に係る税制の動向について考察したいと考える⁽⁶⁾。なお、本稿中意見に渡る部分は、筆者の属する組織の見解ではなく、個人的な見解であることをあらかじめお断りする。

II GMM事件

1 事実の概要⁽⁷⁾

本件は、米国連邦税法上パートナーシップ課税を選択できる⁽⁸⁾リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (Limited Liability Company : LLC) の持分を有する外国法人が、当該持分の償還により得た利益について、I.R.S.により米国所得とされたことから、その課税処分の取消しを求めて提訴した事案である。

(4) 規定の内容については第V章1を参照。

(5) Grecian Magnesite Mining, Industrial & Shipping Co., SA v Commissioner of Internal Revenue, 149 T.C. No.3 (2017).

(6) 米国のパートナーシップ課税は、わが国における組合課税と強く関連するものであるが、組合課税制度の考察については、紙幅の都合上別稿とする。なお、パートナーシップ課税については、わが国では次のような優れた先行研究がみられ、非常に参考となる。例えば、水野忠恒「パートナーシップ課税とパス・スルー方式—アメリカ法を中心にして—」日税研論集44号 (2000年)、高橋祐介『アメリカ・パートナーシップ所得課税の構造と問題』(清文社、2008年)、同「パートナーシップと国際課税」フィナンシャルレビュー84号 (2006年)、須田徹『米国のパートナーシップ—事業形態

と日米の課税関係—』(中央経済社、1994年)、平野嘉秋「パートナーシップ税制の法的構造に関する一考察—日米比較を中心として—」税大論叢23号 (1993年)等。

(7) Grecian Magnesite Mining, Industrial & Shipping Co., SA v. Commissioner of Internal Revenue 149 T.C. No. 3, 2017 WL 2992452, at *2.

(8) 各州法に基づき設立されたコーポレーション等の自動的に法人課税される一定の事業体を除き、パートナーシップ課税とするか法人課税とするかについて、納税者が選択できることとする「チェック・ザ・ボックス (check-the-box) 規則」により、パートナーシップ課税を選択すれば、配当の有無にかかわらず、LLCの収益及び損失は、原則として持分割合に応じて出資者にパス・スルーされ、出資者段階で課税されることになる (Reg. § 301.7701-3)。

原告G社は、2001年P社に出資して以降、米国LLCでパートナーシップ課税を選択したP社の持分を保有していた。なお、G社は米国において、当該持分以外の資産は有しておらず、更には、米国内に事務所、従業員及び営業拠点を有していなかった。

2008年、G社は保有する持分を償還することとし、同年7月21日、P社との間で、持分を1,060万ドルで償還する旨の合意をした⁽⁹⁾。まず、持分の2分の1について、同年7月31日、530万ドルを受領した。同日におけるG社の持分の調整基準価格⁽¹⁰⁾は430万ドルであったため、100万ドルの利益を得た。次に、残りの持分について、2009年1月2日、530万ドルを受領した。この持分の調整基準価格は5万5千ドルであり、520万ドル以上の利益を得るこ

ととなった。

G社は、当該利益620万ドルのうち220万ドル（一度目の100万ドルと二度目の120万ドルの合計額）については、P社の米国不動産に帰属するもの（FIRPTA⁽¹¹⁾利益）として⁽¹²⁾税務申告を行った⁽¹³⁾。しかし、残りの400万ドルに関しては、FIRPTA利益ではないとして申告しなかった。

これに対し、I.R.S.は、400万ドルについて、米国で事業活動を行うパートナーシップP社の持分を外国法人G社が譲渡した際には、P社の保有する米国事業資産の持分を譲渡したものと認められることから、当該譲渡益は米国における実質的関連所得（Effectively Connected Income：ECI）に該当するとし、課税処分を行った⁽¹⁴⁾。この判断は、1991年

(9) 本件における「償還（redemption）」は、持分の「譲渡」というよりも、「清算、分配」の意味として捉えることができる。

(10) パートナーとしての地位たる持分の譲渡は、原則として、パートナーシップの保有する個々の資産に対する持分が譲渡されたものとは取り扱われず、パートナーの地位たる一つの資産が譲渡されたものとみなされる。パートナーシップ持分の基準価格とは、このような一つの資産たるパートナーシップ持分につけられた基準価格であり、株式の基準価格と異なり、パートナーシップ所得等の配賦により修正される（I.R.C. § 705(a)）点に特徴がある。すなわち、この場合の調整基準価格とは、持分の取得価格を修正した後のいわゆる譲渡原価として認識できる。

(11) 外国人不動産投資税法（Foreign Investment in Real Property Tax Act）。

(12) I.R.C. § 897(g)「パートナーシップ、トラスト及びエステートへの持分譲渡に関する特別規則」において、パートナーシップ等に関わる利益の全部又は一部と引換えに外国法人等が受け取った金銭の金額及び資産の公正市場価格（fair market value）は、米国不動産の持分に帰属する範囲内で当該不動産の譲渡によって受け取った金額とみなす、と規定されて

いる。なお、“fair market value”とは、公正な市場価格のことで、「買主と売主がともに何らの強制を受けず、かつ合理的にみて必要な情報を得たうえで取引をし、その結果、取引がまとまって財産の移転が行われるときの価格」とされる（田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、2012年）330頁）。

(13) G社は、当初、P社の不動産に帰属すると判断した220万ドルのうち2008年7月31日に受領した100万ドルだけを申告していたが、2009年1月2日に受領した120万ドルについては、米国公認会計士から2009年分である旨の助言を受けたため申告していなかった。しかし、当該償還に係る持分の最終移動日は2008年12月31日であったため、220万ドルの全てを2008年分として申告する義務があった。これに伴い過少申告加算税の賦課決定処分が生じた。

(14) I.R.S.はI.R.C. § 6029(b)に基づき2009年分の申告書を行政的に作成する準備をするとともに、2008年及び2009年の不足税額通知書を出した。当該通知書は、I.R.S.がRev. Rul. 91-32に基づき、G社のパートナーシップ持分の償還による利益を「米国における取引又は事業に実質的に関連した米国源泉所得である」と認めたことに基づくものである。なお、2008年分には過少申告加算税、2009年分には無申告加算税が賦課決定された。

に発遣されたレベニュールーリング⁽¹⁵⁾ (Rev. Rul. 91-32)⁽¹⁶⁾に沿ったものであり、外国法人がその保有するLLCパートナーシップ持分を償還した際に得た利益については、外国人不動産投資税法(FIRPTA)の下、LLCが所有する米国不動産持分(LLC's ownership of United States real property interests)に帰属(attributable)するものであり、また、FIRPTA利益でない所得についてもLLCの所有する米国事業資産の持分を譲渡したものとしてECIに該当するとされたのである。

G社は、当該課税処分を取消しを求めて、連邦租税裁判所⁽¹⁷⁾に提訴した。

2 判旨⁽¹⁸⁾

連邦租税裁判所は、次のように判示し、I.R.S.の課税処分を退けた⁽¹⁹⁾。

(1) 外国法人がその保有するパートナーシップ持分の償還により得た利益については、不可分の資本的資産(indivisible capital asset)であり、LLCの米国不動産(real property)持分というよりむしろ、外国法

人自身の所有資産(personal property)から生じる利益であるという点で、LLCが有する個々の資産(separate asset)に係る持分の譲渡から生じたものではない(資産使用テスト)。

(2) LLCの米国事務所(LLC's United States office)は、外国法人が保有するパートナーシップ持分の償還による利益を得るための重要な要素(material factor in production)ではない(事業活動テスト)。

(3) 外国法人がその保有するパートナーシップ持分の償還により得た利益については、LLCの米国事務所を通じた通常の事業(ordinary course of LLC's business)により実現されたものではない。よって、償還から得た利益は米国事務所には帰属せず、それゆえ、米国事業に実質的に関連する米国源泉所得(U.S.-source income)ではなく、ECIに該当しないため、課税対象とはならない。

(4) レベニュールーリングの規定が不明瞭(ambiguous)であっても、これに係る解釈

(15) レベニュールーリング(Revenue Ruling)とは、税に関する個別通達で、連邦税制の下I.R.C.の行政上の解釈を示す。I.R.S.が定めるものであり、内国歳入庁細則と訳されることもある。なお、I.R.C.の行政上の解釈を示す基本通達(Regulation)とは、制定に当たり財務省長官の承認を要しない点に差異がある(田中・前掲注①2732頁参照)。

(16) Rev. Rul. 91-32の内容については、第IV章2を参照。

(17) 連邦租税裁判所(United States Tax Court)においては不足税額を提訴前に納付する必要はない。これにより、連邦租税裁判所は「先提訴・後納付(sue-first-pay-later)」裁判所とも呼ばれる。一方、連邦地方裁判所(United States District Court)は、還付請求訴訟の管轄権(refund jurisdiction)を有している。そのため、連邦地方裁判所の管轄

に合致するためには、納税者は、まず係争の対象となっている税額を納付した上で、(IRSに対し)納付税額の還付請求を行う必要がある(I.R.C. § 7422; 28 U.S.C. § 1346(a)(1)) (カミーラ・E・ワトソン『アメリカ税務手続法—米国内国歳入法における調査・徴収・争訟・犯則手続の制度と実務—』(大蔵財務協会, 2013年) 228頁)。同様に、連邦請求裁判所(United States Court of Federal Claims)においても係争対象税額の事前納付を要する。

(18) See, *supra* note 7, at *1.

(19) 本件判決後、課税庁は控訴したとみられる(No. 17-1268 (D.C. Cir. Oct. 9, 2018))が、控訴内容及びその後の動向等については、本稿執筆時点で筆者の知る得る限りにおいて明らかではない。

は一定程度尊重される。ただし、関連法令の文言を不適切に解釈し、不十分な論拠を示すような場合において、その解釈は尊重されない。裁判所は、説得力の範囲内に限り当該規定を支持するのであって、今回のI.R.S.の判断は、I.R.S.自身のあいまいな解釈によるものであり、理解しがたく、議論の仕方が極めて不十分 (extremely cursory) で、説得力に欠けるものである²⁰⁾。

- (5) 税務申告の遅滞において、外国法人は、信義に従い誠実に (reasonably relied, in good faith) 税の専門家の助言 (professional advice) を信頼したものであるため、過少申告加算税 (accuracy-related penalties)、過少納付に対する追徴税 (underpayments of tax or additions to tax)、期限内申告の不備 (failure to timely file return and pay taxes) については、法律上の義務を負わない²¹⁾。

III パートナーシップ持分譲渡課税の要点

1 実質的関連所得主義

外国法人に対する法人税の総合課税²²⁾の対象となる所得の範囲を決定する法原則としては、全所得主義 (entire income principle)²³⁾と帰属所得主義 (attributable income principle)²⁴⁾が存在する。

米国で現行税法上採用される帰属所得主義の方式は実質的関連所得主義と呼ばれ、外国法人の総合課税の対象となる所得の範囲は、当該法人の国内事業と実質的に関連する所得とされる²⁵⁾。この実質的関連所得 (ECI) は、外国法人の国内事業と実質的に関連する国内源泉所得及び国外源泉所得の両者を含むものとなる。I.R.C.においてECIとは、事業を行う一定の場所 (fixed place of business : FPB) に帰属する米国内及び国外の実質的関連収入及びその他の米国源泉収入から、米国内の事業活動に関連する費用を控除した額をいう (I.R.C. § 864(c), 882, Treas. Reg. § 1.882-1

²⁰⁾ See, *supra* note 7, at *11.

²¹⁾ I.R.C. § 6662(c)における正確性に係る過失民事罰賦課 (過少申告加算税) については、「専門家への信頼 (Reliance on Advisors)」をもって過失の主張に対して反証できるものと解される。また、I.R.C. § 6651(a)(1)及び § 6651(a)(2)では、申告懈怠に係る民事罰賦課 (無申告加算税) については、専門家への信頼等の「合理的な理由 (reasonable cause)」を抗弁として主張することが認められている (ワトソン・前掲注(17)132-136参照)。

²²⁾ わが国でいえば、所得税の源泉徴収による分離課税と対比される法人税の申告納付のこと。

²³⁾ 全所得主義は、国内源泉所得の範囲を決定した上で、国内に恒久的施設等を有する外国法人に対しては、その国内源泉所得の全て (当該恒久的施設に帰属しない本支店取引の所得等を含む) について総合課税を行う方式であり (中里実「外国法

人・非居住者に対する所得課税」日税研論集33号 (1995年) 239頁参照)、伝統的に米国において採用されていた方式であるとされる (谷口勢津夫「外国企業課税に関する帰属所得主義と全所得主義 (1)」税法学389号 (1983年) 1頁参照)。

²⁴⁾ 帰属所得主義は、国内に恒久的施設等を有する外国法人の当該恒久的施設等に帰属する所得について総合課税を行う方式である。いくつかのバリエーションのうち、米国においては、国内源泉所得の範囲を決定した上で、その国内源泉所得のうち恒久的施設等に帰属する部分及び恒久的施設等に帰属する国外源泉所得の全部又は一部について法人税の総合課税を行う方式を採用している (中里・前掲注(23)239頁、ゲイリー・トーマス「日本の法人税法上のソース・ルールについて」租税法研究10号 (1982年) 204頁以下参照)。

²⁵⁾ 中里・前掲注(23)241頁参照。

～5)。

また、現行の米国税制において、内国法人については、所得の源泉地にかかわらず全ての所得が米国の課税対象（全世界所得課税）とされる²⁶⁾一方で、外国法人については、ECIが課税対象となる。1966年の税制改正（Foreign Investors Tax Act of 1966：FITA）前においては、米国内で事業を行う限り、全ての国内源泉所得が総合課税の対象とされていたが²⁷⁾、1966年改正により実質的関連所得主義が導入された²⁸⁾ことから、米国では、ECIについて、通常の税率で課税され（総合課税）、事業に実質的に関連しない所得（非ECI）については、源泉課税のみを行うものとされている²⁹⁾。

なお、I.R.C.では、実質的関連所得主義の基準及び国内源泉所得基準について、次のとおり規定している³⁰⁾。

(1) 国内源泉所得

イ 固定的・確定的な期間所得（fixed or determinable annual or periodical gain, profits and income：FDAP）及びキャピタルゲイン

これらの所得について、その実質的関連性には以下の判定基準があり、いずれかに当てはまる場合は、ECIとして扱われる。

(イ) 資産使用テスト（Asset-use Test）

所得が米国内で使用される資産から生じたものであるか否か（I.R.C. § 864(c)(2)(A)；Treas. Reg. § 1.864-4(c)(2)）。

(ロ) 事業活動テスト（Business-activities Test）

所得の実現において、米国内での事業活動が重要な要素であるか否か（I.R.C. § 864(c)(2)(B)；Treas. Reg. § 1.864-4(c)(3)）。

26) なお、2017年税制改正法において、米国外子会社の所得は源泉地国でのみ課税され、海外子会社から米国親会社への配当が非課税とされるなど、全世界所得課税からテリトリアル課税（源泉地国課税）へとといった動きがみられる。

27) これは吸引力理論（force of attraction）と称されることもある。

28) 米国のソース・ルールについて、税制調査会では、「Effectively Connectedという言葉は、……帰属，“attribute”ではありません。少しずつあります。」とし、実質的関連所得主義と帰属主義の概念に若干の差を認識しているようにみられる。また、「アメリカ流のソース・ルールは、PEとか帰属という概念を用いません。そうではなく、一つ一つの取引、アイテム・バイ・アイテムで、所得の生じた場所が判定できるようにしています。」と説明している。次に「1986年の税制改正……の時に、国内で失われた税収を外国から稼ごうとして外国課税強化が行われたわけですが、この時、

Office Source Ruleと呼ばれるものができました。」と解説しており、わが国の税制を考える上においても参考になると思われる（税制調査会「第1回国際課税ディスカッショングループ議事録」（https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20131126_25dis11kai.pdf（last visited Mar. 17, 2019）5-6頁）。更に、岡村忠生「税制調査会（国際課税DG①）〔国際課税の考え方とBEPS〕」（税制調査会、2013年）2頁も参照。なお、浅妻教授は、総合主義から移行した実質的関連所得主義について、「帰属主義とは同じではないが、比較的近い」と述べている（浅妻章如「課税原則のあり方—総合主義・帰属主義—（PEや内部取引の見直しの議論など）」税研29巻5号（2014年）47頁）。

29) 水野忠恒『大系租税法』（中央経済社、2015年）622-623頁参照。

30) 中里・前掲注23)241-243頁、山崎昇「米国における外国法人の支店課税に関する一考察」税大論叢29号（1997年）280-282頁参照。

これらの判定基準により、国内事業に従事する外国法人の稼得した国内源泉所得たるFDAP及びキャピタルゲインが国内事業に実質的に関連するとされた場合には、当該所得は総合課税の対象となる。なお、国内事業に実質的に関連するとされなかった場合は、FDAPは源泉分離課税となり、キャピタルゲインは課税の対象とはならない。

ロ FDAP及びキャピタルゲイン以外の所得

国内源泉所得のうち、配当、利子、ロイヤリティその他のFDAP及びキャピタルゲイン以外の所得については、外国法人が国内事業に従事していれば、実質的関連性があるとみなされ、当該法人が稼得した所得は全て総合課税の対象となる(I.R.C. § 864(c)(3))。

(2) ソース・ルール

I.R.C.では、米国の国内源泉所得基準(ソース・ルール (source rule))⁽³¹⁾について次のように規定している(本件に関連する事項について下線を付した)。

イ 利子 (I.R.C. § 861(a)(1))

米国居住者又は米国国内法人から受け取る利子は国内源泉所得 (“place of obligor” rule)

ロ 配当 (I.R.C. § 861(a)(2))

米国国内法人から受け取る配当は国内

源泉所得

(“place of incorporation of the payer corporation” rule)

ハ 人的役務の提供 (I.R.C. § 861(a)(3))

役務提供地が米国の場合は国内源泉所得

(“place of performances” rule)

ニ 資産の賃貸及び特許使用料 (I.R.C. § 861(a)(4))

資産の使用地が米国の場合は国内源泉所得

(“place of use” rule)

ホ 不動産及び不動産の上に存する権利の処分 (I.R.C. § 861(a)(5))

資産の所在地が米国の場合は国内源泉所得

ヘ 動産の売買・交換

(イ) 米国のFPBに帰属する場合

(I.R.C. § 865(e)(2)(A))

米国国内源泉所得 (“attributable income” rule)

(ロ) 米国のFPBに帰属しない場合
(I.R.C. § 865(b))

A 棚卸資産 (I.R.C. § 861(a)(6))

権限移転地 (“title passage” rule)⁽³²⁾

B 棚卸資産以外の資産 (I.R.C. § 865(a))

譲渡者の居住地 (“place of residence” rule)

(31) 国内源泉所得基準を定める意義のひとつは、非居住者や外国法人などの制限納税義務者がどのような所得について課税されるのか、つまり制限納税義務者の課税対象となる所得の範囲を決めるためのものである(浦東久男「国内源泉所得(1)―1号所得」村井正編著『入門国際租税法』(清文社、

2013年) 89頁参照)。

(32) なお、“title passage” ruleの詳細については、see, Linda Galler, *An Historical and Policy Analysis of the Title Passage Rule in International Sales of Personal Property*, 52 U. Pitt. L. Rev. 521 (1991).

ト 保険所得 (I.R.C. § 861(a)(1))

米国内のリスクから生じた所得は国内源泉所得

(3) 国外源泉所得

イ 特定の国外源泉所得

この所得については、帰属主義とほぼ同様に、FPBが存在し、かつ、帰属することが実質的関連要件となり、国内事業に従事する外国法人が稼得した所得は総合課税の対象となる。

特定の国外源泉所得とは、①事業の積極的な活動から生ずる無形資産の使用若しくは当該資産から生じる賃貸料又は使用料（無形資産の譲渡又は交換による譲渡損益を含む）(I.R.C. § 864(c)(4)(B)(i))、②配当、利子、株式等の譲渡損益で、米国内の銀行業、金融業等の積極的な活動から生じるもの、又は株式等の取引を主たる事業とする法人が受け取るもの (I.R.C. § 864(c)(4)(B)(ii))、③保険会社の国内事業に帰属する国内源泉所得 (I.R.C. § 864(c)(4)(C)) をいう。なお、「事業を行う一定の場所に帰属する」とは、その場所がその所得の獲得の重要な要素となっており、かつ、その所得をもたらす活動を常習的に行っている場合をいう (I.R.C. § 864(c)(5)(B))。

ロ その他

イにおける特定の国外源泉所得以外の国外源泉所得については、課税対象外とされる。

(4) 例外規定

1980年に制定された FIRPTA により、外国法人が米国不動産持分の譲渡損益を有する場

合は、米国内事業に従事し、その損益は米国内事業に実質的に関連するとみなされ、総合課税の対象とされた (I.R.C. § 897(a)(1))。一定の場合、当該譲渡益は10%の源泉徴収がなされ、その後総合課税で調整される。これは、米国内不動産の譲渡は国内源泉所得であるものの、一般的に、株式の譲渡はその居住地が所得源泉地となることから、株式譲渡に化体した不動産譲渡を国外で行うことによる租税回避行為を防止することを目的としたものであると考えられる。

2 実体アプローチ及び集合アプローチ

パートナーシップ持分の譲渡に係る課税上の考え方として、実体アプローチ (entity approach) 及び集合アプローチ (aggregate approach) が存在する。

実体アプローチとは、パートナーシップはパートナーとは独立した実体であり、パートナーはパートナーシップに対して持分を有するのみで、パートナーシップの所有資産を直接に所有しているわけではなく、パートナーシップ持分の譲渡は、法人の株式の場合と同様、個々のパートナーシップ資産に対する直接の持分を譲渡したものとは考えられない、というものである。つまり、譲渡された持分は一つの資産として扱われることとなる。

一方、集合アプローチとは、パートナーシップはパートナーの集合であり、パートナーシップの保有する資産もパートナーが直接に保有しているものと考えられ、パートナーシップ持分の譲渡はパートナーシップの保有する資産の個々の持分を譲渡したものにはすぎない、というものである。この場合、譲渡されたものは様々なパートナーシップの保有する資産に対する直接の（共有）持分となる³³。

米国のパートナーシップ課税制度³³⁾は、I.R.C. のパートナーシップ課税条項 (Subchapter K, I.R.C. § 701以下) に規定されており、パートナーシップ持分³⁴⁾は会社における株式に対応する一つの資本的資産として取り扱うこととされている (I.R.C. § 741)。よって、パートナーシップ持分の譲渡は原則として、パートナーシップの保有する個々の資産に対する持分が譲渡されたものではなく、パートナーの地位たる一つの資産が譲渡されたものとみなされる。

このようにI.R.C.では、原則としてパートナーシップ持分の譲渡課税については、実体アプローチが採用され、譲渡された持分は、独立した資本的資産として取り扱われる³⁵⁾。つまり、その持分は、パートナーシップが保有する資産とは別個のものとして、原則として、パートナーシップが有する資産の種類にかかわらず、その損益はキャピタルゲイン又はキャピタルロスとされる。したがって、損益の金額、基準価格及び保有期間の決定の際に適用される様々なI.R.C.上の条項は、パートナーシップの保有する資産に対する共有持分ではなく、譲渡されたパートナーシップ持分自体を対象に適用されることとなる³⁶⁾。

IV 従来のパートナーシップ持分譲渡の取扱い

1 内国歳入庁 (I.R.S.) の立場

外国人のパートナーシップ持分の譲渡又は交換から生じる損益の源泉を決定する上において、I.R.S.は、米国の事業に実質的に関連した (effectively connected) パートナーシップの所有する資産 (assets) に未実現の損益が存在する場合には、外国法人の持分譲渡損益は、キャピタルゲイン又はキャピタルロスではなく、パートナーの保有する未実現利益の持分の限度において、米国の事業に実質的に関連するという立場を採っている³⁷⁾。

当該譲渡損益の米国国内源泉所得該当性については、①米国で事業活動を行うパートナーシップが、パートナーたる外国法人の米国における事務所 (恒久的施設, permanent establishment : PE) に該当すると考えられるか、②当該持分譲渡損益が、当該事務所に帰属すると考えられるか、という要素を考察する必要がある。パートナーたる外国法人は、米国で事業活動に従事しているとみなされており (I.R.C. § 875(1))、また、米国で事業活動を行うパートナーシップの持分の譲渡損

33) 高橋教授は、「内国歳入法典は、原則として、パートナーシップ持分の譲渡を実体アプローチに従って取り扱いつつも、集合アプローチの要素を取り入れてこれを修正している。」と述べている (高橋・前掲注(6) (2008年) 151頁)。

34) なお、米国におけるパートナーシップ課税制度については、前掲注(6)に挙げた先行研究によって詳細に検討されているため、本稿では同制度を概観するにとどめる。

35) 「パートナーシップ持分」の定義については、I.R.C.にはみられないが、1997年統一パートナーシ

ップ法 (Uniform Partnership Act (1997)) § 101 (9)において、「当該パートナーの譲渡可能な持分及び全ての経営その他の権利を含むパートナーシップに対するパートナーの持分の全て」と規定されている。

36) このような実体アプローチの例外として、未実現利益 (unrealized receivables) 及び棚卸資産項目 (inventory items) についての特例を定めた I.R.C. § 751がある。

37) 高橋・前掲注(6) (2008年) 153頁参照。

38) H.R. Rep. 115-409, 115th Cong., 1st Sess. 347-348 (2017).

益は、パートナーたる外国法人の米国におけるPEに帰属するとして取り扱われる (Rev. Rul. 91-32)。その理由として、I.R.S.は次のように説明している³⁹⁾。

(1) パートナーシップは、パートナーの集合体であり、共同出資の下に米国で事業活動を行っている。

(2) 米国での事業活動の拠点は、当該パートナーシップであり、これを通じて米国での事業活動が行われている。したがって、パートナーシップの事業活動の価値は、パートナーシップ持分の価値を左右する。

(3) パートナーシップの事業活動がパートナーシップ持分の価値を左右するということは、当該パートナーシップが所得の稼得に重要な役割を果たし、かつ、その活動を常習的に行っていることを意味する (I.R.C. § 864(c)(5)(B))。また、このことは、パートナーシップ持分が複数のパートナーによる共同出資として当該パートナーシップに属し、米国での事業に使用され、又は使用の目的で保有された資産であることを意味する (I.R.C. § 864(c)(1)~(4); Treas. Reg. § 1.864-4(c)(2))。したがって、その譲渡損益は、活動の拠点たるパートナーシップに実質的に関連し帰属する。

(4) なお、上記のように、パートナーシップ持分は、米国での事業に使用され、又は使用の目的で保有される資産であるから、米国での事業活動に実質的に関連する所得を発生させる資産 (ECI資産) に該当する。

パートナーシップ持分の保有とパートナーシップの事業との間に直接的な関係があるとするのには疑問が残る。しかし、パートナーたる外国法人がパートナーシップの名の下に自ら米国に資金を拠出し、資産を保有し、米国で事業活動を行っていると考えた場合には、

その持分を譲渡した際の課税については、米国法人がその持分を譲渡した場合と同一に取り扱うのが相当であるという考え方も採ることができる。これは、パートナーシップをパートナーの集合とする考え方 (集合アプローチ)⁴⁰⁾に基づくものである。ただし、実体アプローチの観点に立てば、株式の譲渡の場合と同じく課税対象外になると思われる。

2 レベニュールーリング (Rev. Rul. 91-32)

Rev. Rul. 91-32では、パートナーシップ持分の譲渡については、パートナーシップが米国内において使用する資産の持分を譲渡したのものとして取り扱うこととしている。これは、I.R.S.がパートナーシップに関わる実体アプローチと集合アプローチの二つの理論を融合させたともいえよう。つまり、パートナーシップ持分の譲渡においては、パートナーシップをパートナーの集合としてみているのである。

特に国際課税の分野において持分譲渡の際に問題とされるのは、所得の種類と所得の源泉地である。この点につき、Rev. Rul. 91-32は、持分譲渡時に集合アプローチを採用し、FPBあるいはPEを通じて事業を行うパートナーシップの持分を外国パートナーが譲渡した際の譲渡損益については、当該事業に実質的に関連した損益又はPEに帰属する損益としている⁴¹⁾。すなわち、パートナーシップ持分

³⁹⁾ U.S.タックス研究会「米国法人税法の調べ方(92) パートナーたる外国法人がパートナーシップ出資持分を売却した場合、米国での課税関係はどのようになるか」国際商事法務22巻1号(1994年)75-76頁参照。

⁴⁰⁾ 実体アプローチ及び集合アプローチについては、第三章2を参照。

⁴¹⁾ Partnership Effectively Connected Income Lookthrough, Rev. Rul. 91-32, 1991-20 I.R.B. 20, 1991-1 C.B. 107, 1991 WL 734875.

の譲渡は、持分（という一つの資産）の譲渡ではなく、パートナーシップが保有する資産の譲渡として取り扱うのである⁽⁴²⁾。

V 2017年改正法により創設された規定

1 持分譲渡に係る規定の創設 (I.R.C. § 864(c)(8))⁽⁴³⁾

I.R.C. § 864(c)(8)により、2017年11月27日以降に行われる非居住者又は外国法人によるパートナーシップ持分の譲渡益がECIとなる場合、当該譲渡益については、米国で課税対象となるとされた。ECIか否かの判定は、パートナーシップが保有する資産を公正市場価格で譲渡したと仮定した場合に生じる譲渡益がECIとなるかどうかにより判断される⁽⁴⁴⁾。つまり、米国で事業を行うパートナーシップの持分を非居住者又は外国法人が譲渡した場合には、当該パートナーシップが保有する米国事業資産のうちのパートナーの持分を譲渡したものととして、その譲渡益について米国で課税対象となることとなる。

したがって、パートナーシップが米国で事業を行っている場合には、通常、パートナーシップ持分譲渡益はECIとなることから、米

国の課税対象として取り扱われる。これは Rev. Rul. 91-32の考え方を法制化したものと捉えることができよう。

2 源泉徴収に係る規定の創設 (I.R.C. § 1446(f))⁽⁴⁵⁾

2018年1月1日以降に行われるパートナーシップ持分の譲渡については、譲渡者が非居住者又は外国法人であることを明示しない限り、譲渡に係る経費の多少にかかわらず、譲渡対価の10%の源泉徴収義務が譲受者に課されることとされた。

なお、I.R.S.により2017年12月27日に公表されたNotice 2018-08⁽⁴⁶⁾において、上場パートナーシップ (publicly traded partnerships) の持分譲渡に係る源泉徴収には、停止措置が採られている。

また、2018年4月2日のNotice 2018-29⁽⁴⁷⁾により、非上場パートナーシップ (non-publicly traded partnerships) の持分譲渡に係る源泉徴収の手続等について、次のとおりガイダンスが公表されている。

(1) 当面、源泉徴収手続については、FIRPTAに基づく米国不動産持分譲渡時の源泉徴収手続及び様式 (Form 8288; 8288-A)⁽⁴⁸⁾を準

(42) 高橋・前掲注(6) (2006年) 92頁参照。

(43) なお、本条文については、本稿末尾に参考1として邦訳を記載した。

(44) つまり、持分譲渡益のECI該当性については、そのパートナーシップの実体を見通す (Look Through) ように、パートナーがパートナーシップの有する資産の一部を所有する実態を考慮して判断することになる (See, *supra* note 7, at *6.)。

(45) なお、本条文については、本稿末尾に参考2として邦訳を記載した。

(46) I.R.S. Revised Timeline and Other Guidance Regarding the Implementation of New Section 1446(f) (<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/>

n-18-08.pdf (last visited Mar. 17, 2019)).

(47) I.R.S. Guidance Regarding the Implementation of New Section 1446(f) for Partnership Interests That Are Not Publicly Traded (<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-18-29.pdf> (last visited Mar. 17, 2019)).

(48) 1980年のFIRPTA制定の経緯、1984年の源泉徴収制度の導入及び現行の外国人等が米国不動産権益 (U.S. real property interest) を処分した際の源泉徴収制度を規定するI.R.C. § 1445については、中里実「非居住者の不動産譲渡の対価についての源泉徴収」税研6巻35-36号 (1991年) 37頁以下を参照。

用するとされている。

- (2) 源泉徴収税額の納付は当該持分譲渡から20日以内とする。
- (3) 源泉徴収漏れの場合、2018年5月31日までに納付を完了すれば、ペナルティーを免除する。
- (4) 譲受人が次のいずれかの書面を入手した場合、譲受人の源泉徴収義務を原則免除する。
 - イ 譲渡人が外国人でない旨の譲渡人による宣誓供述書又は様式W-9
 - ロ 譲渡人の譲渡益がゼロ以下である旨の譲渡人による宣誓供述書（非課税取引は対象外）
 - ハ パートナーシップの直近の申告済課税年度と前2年において、譲渡人が配賦された課税所得に占めるECIの割合が25%未満である旨の譲渡人による宣誓供述書（譲渡前30日以内に発行）
 - ニ パートナーシップの所有資産の含み益に占めるECIの割合が25%未満である旨のパートナーシップによる宣誓供述書（譲渡前30日以内に発行）
 - ホ 譲渡が非課税取引となる旨の譲渡人による宣誓供述書
- (5) パートナーシップの負債に対する譲渡人の持分の減少額が譲渡対価に含まれるため、譲受人は譲渡人又はパートナーシップから譲渡人の負債持分に関する宣誓供述書を取得しなければならない。
- (6) 譲渡人の負債持分に関する宣誓供述書が入手できない場合等は、譲渡価格全額が源泉徴収額の対象となる。

VI まとめ

これまで、パートナーたる外国法人がその

持分を譲渡した場合における米国での課税関係について検討してきた。米国におけるパートナーシップ持分譲渡課税に係る主要な論点については、次のように整理することができる⁴⁹⁾。

① パートナーシップ持分譲渡損益は、キャピタルゲイン又はキャピタルロスか

連邦税法上、パートナーシップ持分も法人の株式も、共に個別の資産（personal property）とされる（Treas. Reg. § 1.1245-3 (b); 1.48-1 (c)）。株式の譲渡損益については、米国の法人が米国不動産保有会社（I.R.C. § 897(c)(2)）に該当しない限り、株式の保有者たる外国法人は、その株式の譲渡益については原則として課税されない（I.R.C. § 881(a)(1); Treas. Reg. § 1.1441-2(a)(3); I.R.C. § 894(a)）。一方、パートナーシップ持分譲渡損益については、I.R.C. § 741において、パートナーシップ持分は、資本的資産（capital asset）とされる。すなわち、その譲渡損益は、株式と同様にキャピタルゲイン又はキャピタルロスに該当することとなる。これは、パートナーシップがパートナーとは独立の実体であるとする、実体アプローチに基づくものである。

② パートナーシップ持分譲渡損益は、米国の国内源泉所得になり得るか

既述のとおり、パートナーシップ持分は資本的資産である。そして、当該資産の譲渡損益の源泉地は、納税者の居住地によって判定される（I.R.C. § 865(a)）。よって、パートナーが外国法人の場合には、国外源泉所得となる。しかしながら、外国法人が米国内に事業を行う一定の場所（FPB）を有し、かつ、その譲渡損益がその事務所に帰属する場合、その譲

⁴⁹⁾ U.S. タックス研究会・前掲注³⁹⁾ 74頁以下参照。

渡損益は米国国内源泉所得とされる (I.R.C. § 865(e)(2))。なお、当該譲渡損益が米国国外源泉所得となった場合には、特定の米国国外源泉所得 (I.R.C. § 864(c)(4)) に該当しないことから、米国では課税対象外となる。

③ パートナーシップ持分譲渡損益は、パートナーたる外国法人のECIとなり得るか

原則として、米国における事業に実質的に関連するキャピタルゲインを有する場合は、課税対象となる (I.R.C. § 882(a)(1))。一方で、キャピタルゲインが米国の事業に実質的に関連しない場合は、課税対象とはならない (I.R.C. § 881(a)(1))。このキャピタルゲインは、米国国内源泉所得か国外源泉所得かは問われない。パートナーシップ持分譲渡益 (キャピタルゲイン) は、パートナーたる外国法人の米国での事業活動の遂行によって直接生じたものではないため、事業活動テストによる判定の対象外である。よって、資産使用テストが適用され、このテストに合致する資産から生ずる所得は、米国での事業活動に実質的に関連する所得とされる。結果として、パートナーシップ持分の譲渡損益は、米国での事業活動に実質的に関連する所得 (キャピタルゲイン) とみなされることとなる (Rev. Rul. 91-32)。その理由についてI.R.S.は、第IV章1のように、パートナーシップ持分は、米国での事業活動に実質的に関連する資産であり、その持分の譲渡は、米国での事業活動に実質的に関連する所得を発生させるからである、とする。この考え方を相当とすれば、外国法人の持分譲渡損益はECIとなると解されよう。

④ Rev. Rul. 91-32を本件に当てはめた場合、関連法令を適切に解釈し、説得力のある十分な論拠が示されているか

Rev. Rul. 91-32によれば、米国で事業活動

を行うパートナーシップ持分の譲渡損益は、パートナーたる外国法人の米国におけるPEに帰属し、当該譲渡損益は、米国におけるECIとみなされる。したがって、パートナーたる外国法人のパートナーシップ持分の譲渡益については、原則として米国で課税対象とされる。しかしながら、パートナーシップ課税を規定したI.R.C. § 741では原則として、パートナーシップ持分の譲渡は、パートナーシップの内部資産の譲渡ではなく、法人の株式に類似した別個の資産の譲渡として取り扱われ、キャピタルゲインを認識する。このキャピタルゲインが米国国内源泉所得であれば、使用資産テスト又は事業活動テストに基づきECIに該当するかどうかの判断を行うのであって、GMM事件でG社が認識したキャピタルゲインは、米国にある事務所に帰属せず国外源泉所得となることから、ECIとなり得ず、米国の課税対象とならないとした裁判所の判断には一定の理解が得られよう。

VII おわりに

本稿では、2017年の連邦租税裁判所判決及び改正新法を素材に、近時における米国連邦税法上のパートナーシップ持分譲渡に係る税制の動向について考察した。

まず、米国においてパートナーシップ持分譲渡益に係る課税問題を巡って生じたGMM事件の検討を行った (第二章)。本件で課税庁は、米国で事業活動を行うパートナーシップ持分を外国法人が譲渡した際には、パートナーシップの保有する米国事業資産の持分を譲渡したものとし、当該譲渡益は米国におけるECIに該当するとして、課税処分を行った。これに対して原告は、連邦税法では原則として、パートナーシップ持分の譲渡損益について

ては、パートナーシップの内部資産とは別個の資産を譲渡して得られるキャピタルゲイン又はキャピタルロスであるとされていることから、本件譲渡益（キャピタルゲイン）は、米国内のFPBあるいはPEに帰属しない限り国外源泉所得となるのが相当であり、よって、当該譲渡益はECIに該当せず、米国では課税対象外であると主張し、租税裁判所判決において認容された。

次に、米国のパートナーシップ持分譲渡課税を考える上での要点を整理するため、実質的関連所得主義、実体アプローチと集合アプローチについて考察した（第Ⅲ章）。続いて、外国法人等のパートナーシップ持分譲渡益に係る従来の取扱いについて検討し、GMM事件における課税庁の判断の基となった考え方を整理した（第Ⅳ章）。そして、2017年改正新法及び源泉課税に係る規定の内容に基づき今後の取扱いについて確認し（第Ⅴ章）、外国法人等の米国におけるパートナーシップ持分譲渡課税に係る主要な論点について、まとめ（第Ⅵ章）を行った。

本稿では、これまでの検討により、米国連邦税法上のパートナーシップ持分譲渡課税に係る興味深い示唆を得ることができたように思われる。ただし、いまだ検討が不十分であることは否めない。したがって、今後パートナーシップをはじめとするパス・スルー事業体における持分譲渡課税のあり方を探究していくにおいては、米国のみならず諸外国の税制の動向及び議論について注視するとともに幅広い情報収集を行い、多角的視点に立って研究を進めていく必要があると考える。

（参考）

1 I.R.C. § 864(c)(8)

「外国人等のパートナーシップ持分譲渡に係る利益又は損失」

(A) 一般に、

このサブタイトルの他の条項にかかわらず、非居住外国人又は外国法人が、直接又は間接に、米国内のあらゆる取引又は事業に携わるパートナーシップ持分を有している場合は、その持分若しくはその一部の譲渡又は交換により生じた利益又は損失が(B)により決定された金額を超えない範囲で、当該取引又は事業と実質的に関連したものとして取り扱われる⁵⁰。

(B) 実質的に関連するものとして取り扱われる金額は、

パートナーシップ持分の譲渡又は交換によるいかなる金額も、このパラグラフの下で決定される⁵¹。

(i) パートナーシップ持分の譲渡又は交換に関する利益

(I) パートナーシップが保有する全ての資産をその日の公正市場価格⁵²で譲渡した場合において、米国内の取引又は事業と実質的に関連したとされる利益のうち、そのパートナーの分配持分に対応する額、あるいは、

(II) 当該利益が米国内の取引又は事業と実質的に関連していない場合はゼロとする。

⁵⁰ I.R.C. § 864(c)(8)(A)では、将来において見込まれる価値を利益として認識するものとみられる。

⁵¹ I.R.C. § 864(c)(8)(B)では、実際の利益を認識するものとみられる。

⁵² 前掲注(12)参照。

- (ii) パートナーシップ持分の譲渡又は交換に関する損失
 - (I) (i)(I)におけるパートナーの分配持分のうち、米国内の取引又は事業と実質的に関連していた部分の額、あるいは、
 - (II) (i)(II)における利益が米国内の取引又は事業と実質的に関連していない場合はゼロとする。
 - (C) 米国の不動産の利益との調整
 - (A)に記載されているパートナーシップが、パートナーシップ持分の譲渡時に米国不動産上の利益（§ 897(c)）を保有している場合、(A)の下で実質的に関連する所得とされる利益又は損失は、§ 897における米国不動産の持分に関する金額だけ減額される。
 - (D) 譲渡又は交換
 - 本項において、「譲渡（sale）又は交換（exchange）」とは、譲渡、交換、あるいはその他の処分（other disposition）を意味する。
- 2 I.R.C. § 1446(f)
- 「パートナーシップ持分の処分に対する源泉徴収に関する特別規則」
- (1) 一般に、
 - 以下に規定される場合を除き、パートナーシップ持分の譲渡による利益が米国内の事業に実質的に関連している場合、譲受人は譲渡金額の10パーセントを源泉徴収する必要がある。
 - (2) 外国人宣誓供述書が提出された場合
 - (A) 通常の場合
 - 譲渡人が納税者識別番号及び宣誓供述書を譲受人に提供した場合は、(1)の源泉徴収は不要となる。
 - (B) 虚偽の宣誓供述書の場合（(A)は適用されない。）
 - (i) 譲渡人又は代理人から提出された宣誓供述書が虚偽である場合
 - (ii) 課税庁の要求に対して譲受人が宣誓供述書を提出しない場合
 - (C) 代理人に対する規則
 - 宣誓供述書に係る代理人について § 1445(d)の規定が準用される
 - (3) 減額を規定する課税庁の権限
 - 譲渡人又は譲受人の要望により、課税庁は、§ 864(c)(8)に準じて源泉徴収税額を減額することができる。
 - (4) 譲受人の源泉徴収をしない場合のパートナーシップの義務
 - 譲受人が(1)に基づく源泉徴収をしなかった場合、パートナーシップに源泉徴収義務が課される。
 - (5) 定義
 - このサブセクションで使用される用語については、§ 1445の規定上の用語と同意とする。
 - (6) 規則
 - 課税庁は、このサブセクションの規定を実行するために必要な規則又はガイダンスを制定しなければならない。